

## 5 今後の検討の方向

子供を守るためのデータ連携・活用の検討に当たっては、子供の最善の利益を第一に考えて、子供を誰ひとり取り残さないという理念に基づき、目的を、データを連携することにとどまらず、データを活用して、潜在的に困難な状況にある子供を発見し、アウトリーチ型で必要な支援につなぐこととすべきである。

そのため、先行事例を踏まえ、

- ① デジタルデータを用いた困難な状況にある子供の一次絞り込み
- ② 人による更なる絞り込み
- ③ 個々の子供への対応策の検討
- ④ 支援への接続

の流れで、基礎自治体を実施することを前提に検討してはどうか。

その上で、以下の項目については、特に検討を深めるべきである。

### ●対象

- ・年齢：未就学児、学齢期の児童生徒、高校生以降をそれぞれ対象とするか
- ・私立学校：基礎自治体が私立高校の情報を把握することは可能か

### ●データ項目

- ・収集方法：既存データのみを活用するか、独自のデータ収集を行うか
- ・性質：客観データのみを用いるか、主観データを用いるか
- ・分野：福祉のデータ中心か、学校のデータ中心か、両データを利用するか

### ●データの活用

- ・形式：簡易に導入できるシステム形式は何か
- ・入力：業務システムとの連携をどう実現するか、元データの電子化をどう進めるか
- ・活用方法：どのデータをデジタル判定で利用するか、アナログ判定で利用するか
- ・判定法：そのままリストアップか、アルゴリズム処理か、推論判定か、人力か
- ・活用体制：首長部局か、教育委員会か、外部組織（要対協等）か、外部委託か
- ・他団体連携：他市町村、都道府県、外部機関との連携をどう実現するか
- ・子供の支援：誰が、どうやって、どの支援につなぐか

### ●検証方策

### ●個人情報の取扱い

- ・改正個人情報法上の整理：先行事例では目的外利用・外部提供との整理が一般的、他団体連携をどう整理するのか
- ・アクセス権：担当者のみアクセスとするか
- ・アクセス可能な対象者：リスクが高いと判断された者に限るか
- ・管理方法：データの保存期間や、削除依頼・開示請求等への対応をどうするか
- ・倫理：どのような活用法であれば許容されるか
- ・理解の醸成：どのように情報発信を行うのか

### ●推進方策